

雄武町強靱化計画

令和3年3月
(令和8年3月改定)

【 目 次 】

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 はじめに | |
| 1 計画の策定趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置付け | 3 |
| 3 地域防災計画と強靱化計画 | 3 |
| 第2章 雄武町強靱化の基本的考え方 | |
| 1 雄武町の概況 | 4 |
| 2 雄武町強靱化の目標 | 11 |
| 第3章 脆弱性評価 | |
| 1 脆弱性評価の考え方 | 12 |
| 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 13 |
| 3 評価の実施手順 | 14 |
| 4 評価結果 | 14 |
| 第4章 雄武町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定 | |
| 1 施策プログラム策定の考え方 | 38 |
| 2 施策推進の指標となる目標値の設定 | 38 |
| 3 推進事業の設定 | 38 |
| 第5章 計画の推進管理 | |
| 1 計画の推進期間等 | 59 |
| 2 計画の推進方法 | 59 |
| 【別表】 雄武町強靱化のための推進事業一覧 | 60 |

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かすとともに、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模自然災害の発生に備えて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」を制定しました。平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（令和5年7月変更）し、強靱な国づくりを進めています。

また、平成27年3月には、北海道において、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を策定し、北海道の強靱化を進めています。

この間、雄武町においても、東日本大震災や過去の豪雨災害など国土強靱化に係る施策の重要性が高まっていることから、大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「雄武町強靱化計画（以下「本計画」といいます。）」を策定しました。

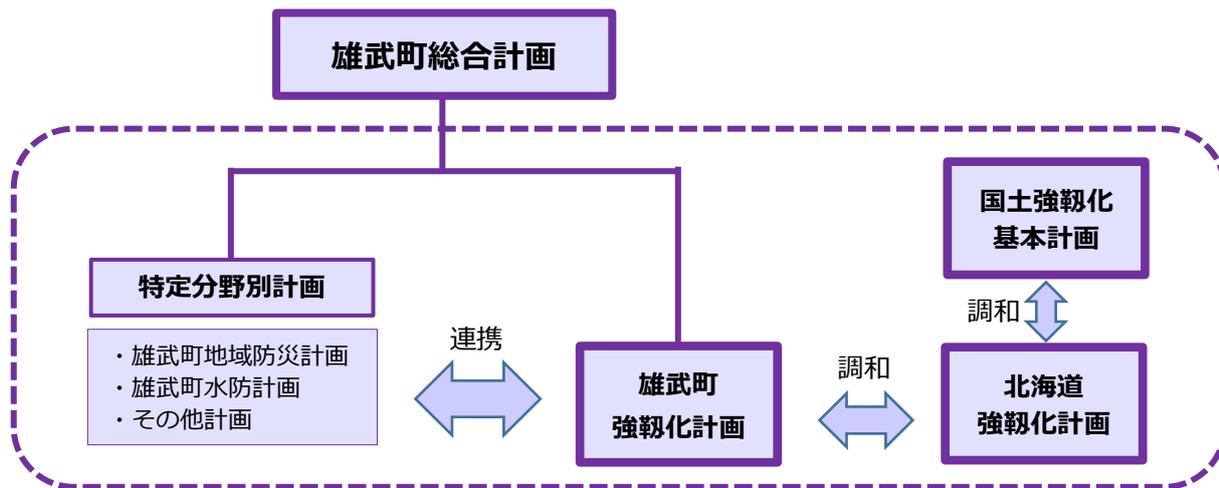
この度、令和7年度で計画期間を終えることから、社会情勢の変化や計画策定以降の災害から得られた教訓、施策の進捗状況などを踏まえ、必要な見直しと充実を図ることを目的として、本計画の改定を行います。

【参考 国及び北海道の動き】

| 時期 | 国の動き | 道の動き | 参考 |
|----------|--------------------------|--------------|----------|
| 平成23年3月 | | | 東日本大震災発生 |
| 平成25年12月 | 国土強靱化基本法制定 | | |
| 平成26年6月 | 国土強靱化基本計画策定 | | |
| 平成27年3月 | | 北海道強靱化計画策定 | |
| 平成30年9月 | | | 胆振東部地震発生 |
| 平成30年12月 | 国土強靱化基本計画改定 3か年緊急対策策定 | | |
| 令和2年3月 | | 北海道強靱化計画（2期） | |
| 令和2年12月 | 5か年加速化対策策定 | | |
| 令和5年6月 | 国土強靱化基本法改定 | | |
| 令和5年7月 | 国土強靱化基本計画改定 | | |
| 令和6年1月 | | | 能登半島地震発生 |
| 令和7年3月 | | 北海道強靱化計画（3期） | |

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、雄武町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



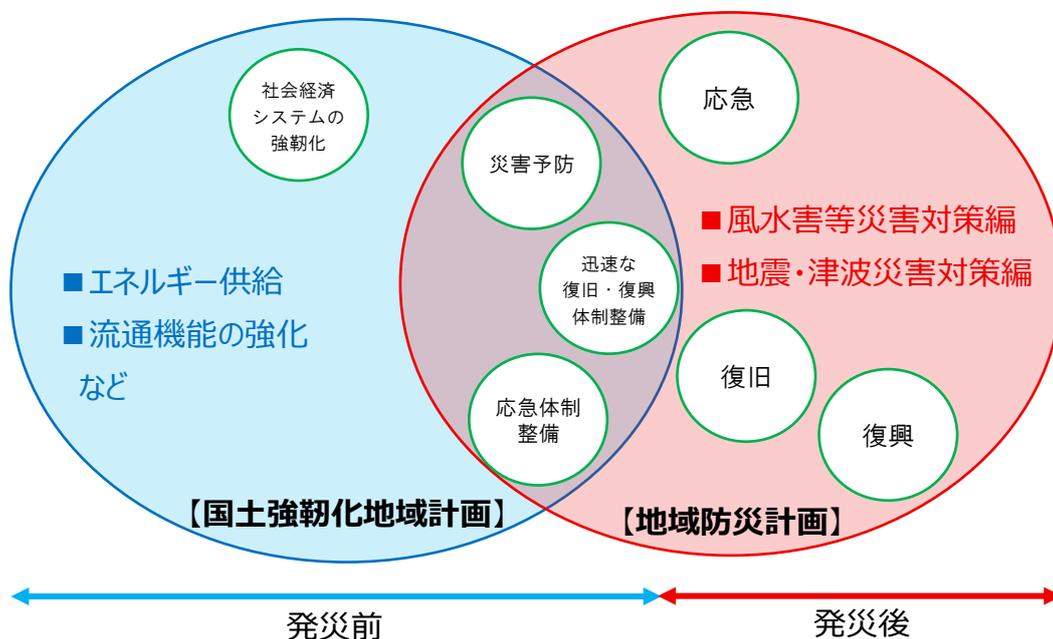
3 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



第2章 雄武町強靱化の基本的考え方

1 雄武町の概況

(1) 自然的条件

① 位置及び面積

雄武町は、北緯44度35分、東経142度58分に位置し、オホーツク総合振興局管内の最北端にあります。北東一帯はオホーツク海に面し、南東は興部町に接しており、南西は天塩、北見山脈をもって天塩、下川国境に連なり、北西は宗谷総合振興局枝幸町に隣接しています。面積は636.88km²で、北海道総面積の0.76%に相当します。

② 気象・気候特性

雄武町は、オホーツク海側気候区に属し、春はその特徴的な気候が現れます。

イ 1月から3月

発達した低気圧がオホーツク海にある時は、暴風雪が2・3日続くため、交通機関は完全に麻痺し、陸の孤島となります。

1月中旬には流氷が姿を現し、次第に勢力を増して接岸を始めます（流氷の初日は平年1月25日）。2月下旬から最盛期となり、海明け（平年3月12日）までは海水面が流氷に覆われます。

ロ 4月から6月

気圧配置が南高北低型のパターンになると、西南西（日向）の風が強く、高温・乾燥となり、火災には最も危険な状態となります。町で過去2回大火に見舞われています。

オホーツク海に高気圧が現れると、気温が低く、霧や霧雨の日が多くなり、日照時間が減少し、気温が10℃前後で推移します。

ハ 7月から8月

夏らしい高温と湿度の低い日が多くなり、最高気温が30℃以上になる日も珍しくありませんが、夏は短く、8月下旬から秋の気配が目立ちます。

ニ 9月から10月

気温が急激に低くなり、10月下旬には初雪を観測し、天候変化も激しくなります。

ホ 11月から12月

長い積雪期間に入りますが、晴天の日が多くなります。

(2) 災害の概況

町における過去の主な災害は、次のとおりとなっています。

| 年月日 | 町名 | 災害の概要 |
|------------------|-----|--|
| 昭和 25 年 5 月 13 日 | 幌内 | 民家 25 戸と北見合同番屋。 ・最大風速 23.2m/s (SW) ・最小湿度 18% |
| 昭和 26 年 6 月 1 日 | 上雄武 | 上雄武道有造林地ごしらえの残火により出火。 ・最大風速 17.7m (WSW) ・最小湿度 28% |
| 昭和 27 年 5 月 14 日 | 上雄武 | 上雄武の雄武事業区の入火残火により出火。 造林地 30 町歩ほか 20 町歩。南西の突風で 中雄武、開生トウツ沢方面に燃え広がった原 野約 4,000 町歩焼失。 ・最大風速 28.1m (WSW) ・最小湿度 34% |
| 昭和 29 年 5 月 6 日 | 上沢木 | 「タバコ」の火より山火事発生。 ・焼失面積 516ha ・被害額 9,720,000 円 |
| 昭和 29 年 5 月 23 日 | 錦町 | 三笠遊技場のポータブル石油ストーブより出火。 開村以来の市街地大火。 ・焼失個数 81 戸 486 人 ・焼死者 (入院後) 1 名 ・負傷者 (民間) 8 名 ・損害額 169,000,000 円 |
| 昭和 31 年 5 月 12 日 | 拓成 | 民家煙突の飛火。10 から 20 町歩焼失。 ・最大風速 20.2m (W) ・最大瞬間風速 28.0m (W) ・最小湿度 23% |
| 昭和 32 年 6 月 1 日 | 興和 | 4 日間燃える。開こん火入 50 町歩。 ・最大風速 7.1m (NNW) ・最大瞬間風速 12.5m (NNW) ・最小湿度 83% |
| 昭和 37 年 5 月 14 日 | 上雄武 | 14 時山火事発生。 ・最大風速 10.8m (NNW) ・最大瞬間風速 15.2m (NW) ・最小湿度 58% |

| 年月日 | 町名 | 災害の概要 |
|------------------|----------|--|
| 昭和 38 年 5 月 8 日 | 興和 | 正午頃興和・拓成・曙・開生の各部落に広まり、200 町歩焼失。午後 2 時頃に煙は雄武市街をおおった。 <ul style="list-style-type: none"> ・最大風速 15.7m (WSW) ・最大瞬間風速 24.3m (WSW) ・最小湿度 33% |
| 昭和 38 年 5 月 12 日 | 沢木 | 15 時 30 分山火事発生。 <ul style="list-style-type: none"> ・最大風速 19.0m (WSW) ・最大瞬間風速 26.7m (WSW) ・最小湿度 17% |
| 昭和 39 年 4 月 26 日 | 音稲府 | 原因開生火葬場の煙突の飛火。墓地付近の約 0.1 町歩焼失。 <ul style="list-style-type: none"> ・最大風速 23.7m (SW) ・最大瞬間風速 39.3m (SW) ・最小湿度 44% |
| 昭和 43 年 6 月 25 日 | 上幌内 | 上川管内下川町奥サンの国有林下川事業区 46 林班造林地から出火。境界を越え延々 5 日間雄武道有林にまで燃え広がり、約 351 町歩焼失。26 日午前 11 時 45 分頃から煙が雄武市街をおおい、焼けた笹が飛来。 <ul style="list-style-type: none"> ・最大風速 9.2m (WSW) ・最大瞬間風速 15.1m (SW) ・最小湿度 26% |
| 昭和 47 年 5 月 25 日 | 幸町駅前商店付近 | 午前 4 時 12 分頃出火。大火災となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・り災面積 18,000 m² ・り災棟数 56 棟 ・り災世帯 50 世帯 170 人 ・被害総額 236,404,000 円 異常乾燥注意報発表 最高気温 27.8℃ 最小湿度 26% 最大風速 17.7m (WSW) 最大瞬間風速 25.4m (WSW) |

| 年月日 | 町名 | 災害の概要 |
|--------------------------------|--------------------|--|
| 昭和 54 年 10 月 19 日 | | 台風 20 号により雄武市街オコツナイ川・幌内川が増水により氾濫。 ・床上・床下浸水等棟数 55 棟 ・牛 3 頭流出 ・被害総額 196,024,000 円 |
| 昭和 60 年 5 月 17 日 | 上沢木 | 民家より延焼、民有林 2.14 町歩を焼失。 ・最大風速 16.1m (WSW) ・最小湿度 20% |
| 昭和 63 年 10 月 30 日 | | 暴風・大雨により道路・河川・漁業関係に被害が発生した。 |
| 平成 4 年 9 月 12 日 | 錦町、 栄町、 河川付近 | 台風 17 号による河川の氾濫。 ・床下浸水棟数 13 棟 ・河川 5 箇所 ・被害総額 4,000,000 円 |
| 平成 10 年 9 月 16 日 | 町内 全域 | 台風 5 号による河川等の氾濫。 ・床上浸水 43 棟 ・床下浸水 72 棟 ・被害総額 1,364,325,000 円 |
| 平成 13 年 9 月 10 日 から 12 日 | 町内 全域 | 台風 15 号及び秋雨前線による大雨被害。平成 13 年 9 月 10 日に大雨・洪水警報発表。 ・床上浸水 7 棟 ・床下浸水 15 棟等 ・被害総額 191,420,000 円 |
| 平成 14 年 10 月 1 日 から 2 日 | 町内 全域 | 台風 21 号による住居被害。平成 14 年 10 月 1 日に暴風・波浪警報発表。 ・トタンの飛散 多数 ・土木被害 13 箇所 ・最大風速 15.4m (E) ・最大瞬間風速 29.3m (E) ・総雨量 36.5mm (2 日間の合計) |
| 平成 16 年 8 月 31 日 から 9 月 1 日 | 町内 全域 | 台風 16 号により、魚田神社にて倒木被害。平成 16 年 8 月 31 日に暴風・波浪警報発表。 ・最大風速 13.5m (WSW) ・最大瞬間風速 29.8m (W) |

| 年月日 | 町名 | 災害の概要 |
|----------------------------|----------|---|
| 平成 16 年 9 月 8 日 | 町内 全域 | <p>台風 18 号。</p> <p>【人的被害・家屋被害（非住家含む）】</p> <p>重軽傷者 12 名</p> <p>被害額 122,490,000 円</p> <p>全壊 112 棟</p> <p>半壊 22 棟</p> <p>一部破損 403 棟</p> <p>【農業被害】</p> <p>被害額 254,140,000 円</p> <p>営農施設等 541 件</p> <p>【水産被害】</p> <p>被害額 161,480,000 円</p> <p>漁船、水産施設等 188 件</p> <p>【林業被害】</p> <p>被害額 431,050,000 円</p> <p>道有林、民有林 1,574ha</p> <p>・最大風速 27.6m (SW)</p> <p>・最大瞬間風速 51.5m (SW)</p> |
| 平成 17 年 9 月 7 日 から 8 日 | 町内 全域 | <p>台風 17 号。被害なし。平成 17 年 9 月 7 日に大雨・洪水・暴風・波浪警報発表。</p> <p>・最大風速 9.8m (WNW)</p> <p>・波の高さ 6m</p> <p>・総雨量 63mm</p> |
| 平成 18 年 10 月 7 日 から 9 日 | 町内 全域 | <p>低気圧の通過。</p> <p>・水産被害 定置網、底建網破損</p> <p>・林業被害 88 箇所</p> <p>・社会教育施設被害 1 件</p> <p>・社会福祉施設被害 1 件</p> <p>・最大風速 16.0m</p> <p>・最大瞬間風速 30.5m</p> <p>【総雨量】</p> <p>雄武 81.5mm</p> <p>上幌内 168.0mm</p> <p>中雄武 69.0mm</p> <p>被害総額 479,782,000 円</p> |

| 年月日 | 町名 | 災害の概要 |
|----------------------------|----------|--|
| 平成 18 年 11 月 15 日 | 町内沿岸地区 | 千島列島地震に伴い津波警報が発表され、11 地区 714 世帯 1,680 人に対して避難勧告が発令。17 施設に 281 人が避難。 ・被害はなし。 |
| 平成 19 年 1 月 6 日 から 9 日 | 町内 全域 | 低気圧通過に伴う暴風。平成 19 年 1 月 6 日に暴風雪・大雪・波浪警報発表。 ・停電被害 76 戸 ・最大風速 15.0m (NE) ・最大瞬間風速 25.9m (NE) ・波の高さ 9m ・総降雪量 12cm |
| 平成 19 年 1 月 13 日 | 町内沿岸地区 | 千島列島東方地震に伴い津波警報が発表され、11 地区 714 世帯 1,608 人に対して避難勧告が発令。6 施設に 111 人が避難。 ・被害はなし。 |
| 平成 22 年 7 月 12 日 | 町内 全域 | 大雨。 ・道路法面崩壊等 ・床下浸水 2 棟 (新日の出町) ・総雨量 96mm ・最大雨量 19mm (1 時間当たり) |
| 平成 24 年 12 月 6 日 から 7 日 | 町内 全域 | 暴風に伴い町内全域停電。平成 24 年 12 月 6 日に暴風警報発表。 ・最大瞬間風速 36.7m (SW) ・農業被害 29 件 ・水産被害 6 件 ・林業被害 倒木多数 ・町営施設被害 損壊多数 ・学校被害 敷地内の倒木多数 |
| 平成 25 年 3 月 2 日 から 3 日 | 町内 全域 | 低気圧通過に伴う暴風雪等。平成 25 年 3 月 2 日に暴風雪・波浪・大雪警報発表。 ・住居被害 1 件 (外壁脱落) ・農業被害 牛舎損壊ほか ・暴風雪による足止め、乗用車立ち往生 4 台 ・国保病院宿泊 透析患者 4 名・付添 1 名 ・町民センター宿泊 イベント関係者 25 名 ・最大風速 16.8m (NW) ・総降雪量 27cm |

| 年月日 | 町名 | 災害の概要 |
|------------------------------|----------|--|
| 平成 25 年 10 月 16 日 から 17 日 | 町内 全域 | 台風 26 号。平成 25 年 10 月 16 日に暴風・波浪警報発表。 ・牛舎損壊 備品損壊（幌内、共栄） ・最大瞬間風速 20.5m（NNE） ・総雨量 53mm |
| 平成 26 年 8 月 4 日 から 5 日 | 町内 全域 | 大雨。平成 26 年 8 月 5 日に大雨・洪水警報発表。 ・町道通行止め（栄丘） ・幌内小学校の池の溢水。 ・総雨量 124.5mm ・被害総額 13,120,000 円 |
| 平成 26 年 8 月 24 日 | 町内 全域 | 大雨。平成 26 年 8 月 24 日に大雨・洪水警報発表。 ・床下浸水 1 棟 ・農業被害 7 件 ・土木被害 21 箇所 ・林業被害 5 箇所（林道） ・避難者 5 世帯 9 名 |
| 平成 26 年 12 月 16 日 から 18 日 | 町内 全域 | 暴風雪。倉庫損壊、高波による通行止めほか。漁港施設損壊ほか町内一時停電。平成 26 年 12 月 16 日に暴風雪・大雪・波浪警報発表。 ・最大風速 24.7m（N） ・総降雪量 31cm |
| 平成 27 年 10 月 8 日 から 9 日 | 町内 全域 | 台風 23 号。平成 27 年 10 月 8 日に大雨・暴風・波浪・洪水警報発表。 ・床下浸水 1 棟 ・物置大破 1 件 ・農業被害 5 件（牛舎損壊、牧草地浸水ほか） ・土木被害 25 箇所 ・水産被害（漁港施設、漁具（網）ほか） ・林業被害 5 箇所 ・自主避難 1 名 ・被害総額 101,106,000 円 |

| 年月日 | 町名 | 災害の概要 |
|------------------------------|-----------|---|
| 平成 30 年 9 月 6 日 | 北海道 全域 | 北海道胆振東部地震。3 時 8 分発生。雄武町震度 2。北海道全域でブラックアウトが発生。町内では 9 月 7 日に停電復旧。 ・10 月 1 日～5 日（5 日間）1 人、11 月 5 日～11 月 9 日（5 日間）2 人を厚真町に職員派遣 |
| 令和元年 5 月 22 日 から 6 月 19 日 | 中幌内 地区 | 林野火災（道有林） ・焼失面積 214.79ha ・被害額 13,474,000 円 ・消火活動人員 延べ 2,256 人 |

2 雄武町強靱化の目標

雄武町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組みであります。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければなりません。

雄武町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、雄武町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という 4 つの基本目標や北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という 3 つの目標に配慮しつつ、次の 3 つを雄武町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

雄武町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と雄武町社会経済システムを守る
- (2) 雄武町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 雄武町の持続的成長を促進する

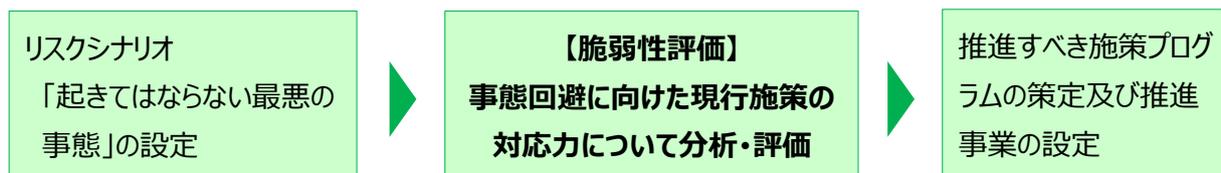
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

雄武町としても、本計画に掲げる雄武町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ 】



【 脆弱性評価において想定するリスク 】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、雄武町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ 国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた雄武町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など雄武町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞込み等を行い、雄武町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【 リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」 】

| カテゴリ | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|------|-----------------------------|---|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮や防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保 | 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| | | 2-3 被災地での食料・飲料等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下 |
| 4 | 経済活動の機能維持 | 4-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| | | 4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響 |
| | | 4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5 | 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保 | 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶 |
| | | 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 |
| | | 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 |
| | | 5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| 6 | 迅速な復旧・復興等 | 6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下 |

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられた(法改正に伴う耐震診断が義務付けられている建物は存在しない)ことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要があります。
- 災害発生時における空き家の倒壊等による危害を防ぐため、空家等対策協議会ほか関係機関と連携を図り、除去や適正管理の指導等を進める必要があります。
- 「雄武町公共施設等総合管理計画」における耐震化率は84.6%となっていますが、避難場所となる施設に限定すると耐震化が完了しています。そのほかの施設については、使用していないものも含め倒壊の危険があることから「雄武町公共施設等総合管理計画」のほか、各個別計画に基づき耐震化もしくは解体を進める必要があります。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守・更新等、必要な取組みを進めていますが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「雄武町公共施設等総合管理計画」のほか、各個別計画に沿った維持管理等を適切に行う必要があります。
- 公営住宅等については、「雄武町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する必要があります。
- 学校施設・社会教育施設については、「雄武町教育施設長寿命化計画」に沿った計画的な建替え、改修等を実施する必要があります。
- 公園施設については、「雄武町都市公園長寿命化計画」に沿って維持管理等を適切に行う必要があります。
- 民間建築物の老朽化による、倒壊や火災への各性能の低下を改善する必要があります。

(緊急輸送道路等の整備)

- 町内の緊急輸送道路等について、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国・北海道と連携を図り整備を推進する必要があります。

(地盤の調査及び情報提供)

- 公共工事等の実施にあたり、現地の地盤を調査し、住民・施工業者への情報共有を図る必要があります。

(防火対策・火災予防)

○火災の未然防止や被害低減を図るため、関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組みを推進する必要があります。

【指標（現状値）】

- 雄武町公共施設等総合管理計画の策定状況 …………… 策定済 (R5)
- 公共工事等実施時の地盤調査 …………… 実施済 (R7)
- 住宅用火災警報器設置率 …………… 78.5% (R6)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 大雨等による土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の被害低減及び避難の実効性を高めるため、ハザードマップを活用したわかりやすい情報発信を行い、土砂災害(特別)警戒区域の指定状況等について住民周知を図る必要があります。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の発生防止に努めるため、国及び北海道に対し情報提供を行うなどの連携を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- 「土砂災害危険地区」の把握 実施済（H28）
- 「土砂災害危険箇所」の把握 実施済（H28）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 今後、国や北海道における新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じた、津波ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が必要であります。
- 避難困難地域については地域の実情に合わせた避難方法の検討が必要であります。
- 避難行動要支援者の支援組織である自治会等との地域防災体制づくりを進める必要があります。
- 災害の規模によっては、町職員が避難所開設に従事できない場合があることから、自治会に対し、自主防災組織の設置を奨励し、防災意識の向上に努める必要があります。

（海岸保全施設等の整備）

- 高潮・津波の予防施設である海岸保全施設は、老朽化が著しいことから、劣化や損傷の状態に応じ、施設の機能を回復させるため、北海道と連携していく必要があります。

【指標（現状値）】

- 防災のしおり（防災マップ）の更新 …………… 実施済（R4）
- 自主防災組織の推進 …………… 実施済（R7）
- 雄武町水防計画 …………… 策定済（H28）

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮や防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 雄武町防災のしおり（防災マップ）を有効活用し、防災意識の向上を推進するとともに、町民が浸水区域を事前に把握することにより自主的に避難する心構えを養い、水災時における町民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要があります。
- 防災のしおり（防災マップ）は、気象情報が変更される予定であるため、更新する必要があります。
- 防災のしおりは日本語表記の他に、外国人にも理解できる表記で作成しているが、気象情報等について更新する必要があります。

（河川改修等の治水対策）

- 雄武ダムについては、平成21年度から運用が開始されているため、まだ稼働年数は少ないものの、今後老朽化等による更新・修繕等に備え、ダムの機能診断を実施し、長寿命化計画の策定を図っていく必要があります。
- 北海道と町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきましたが、近年頻発している集中豪雨に備えるため、未整備の河川を含め、今後一層の効果的、効率的な整備や維持管理を進める必要があります。

（迅速な現地の状況把握）

- 近年頻発している集中豪雨においては、急な河川の増水が発生するおそれがあることから、現地の状況に応じた対応をより迅速に判断する必要があります。

【指標（現状値）】

- 防災のしおり（防災マップ）の更新 …………… 実施済（R4）
- 防災のしおり（防災マップ）の多言語化 …………… 策定（R5）
- 防災のしおり（防災マップ）の再検証 …………… 再検証済（R4）
- 全町的な避難訓練の実施 …………… 実施済（R1）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 道路利用者の安全を確保するため、除雪作業従事者との連絡を密にし、道路状況を的確に把握するとともに、各道路管理者（国、北海道、町）が連携し、通行規制等の情報を迅速に共有し、道路利用者への情報伝達を円滑に実施するための体制を強化する必要があります。

（除雪体制の確保）

- 除雪作業従事者については、現時点では確保できているものの、将来的に担い手不足が見込まれることから、担い手の確保に向けた取組みを進めると同時に、除雪機械の計画的な更新を進める必要があります。
- 円滑な除雪作業を進めるに当たり、堆雪スペースの確保が課題となっていることから、必要なスペースを確保する必要があります。

【指標（現状値）】

- 町道除雪路線延長 …………… 165.5km (R7)
- 除排雪車両保有台数 …………… 7台 (R7)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災関係機関で組織する「雄武町防災会議」を中心として、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も、防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊、気象台など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要があります。
- 災害発生時における初動体制が円滑に整えられるよう、関係機関と緊密に連携しながら防災訓練を実施する必要があります。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、北海道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取組みを推進する必要があります。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力強化のため、消防署及び消防団の救助資機材等の増強、消防車両の更新等、計画的な整備を進める必要があります。加えて消防団員の定数維持について推進する必要があります。
- 消防機関と町や医療機関が連携し、救急搬送体制の整備に努める必要がある他、救急活動に不可欠であるA E D等の救命装置について、民間施設への設置及び普及を推進する必要があります。

(消防団活動の促進)

- 消防団は地域防災には無くてはならない存在であり、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っています。本町では団員数が90%以上を維持できていますが、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- 防災訓練の実施 実施済 (R7)
- 消防団員数 101人 (R7)

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【評価結果】

（被災時の保健医療支援体制の強化）

- 災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては北海道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するなど、災害時における医療支援体制の強化を推進する必要があります。

（災害時における福祉的支援）

- 高齢者、障がい者等の要配慮者が長期的な避難を行う場合、設備・資源が不十分であるため、要配慮者向けの防災資機材等の充実を図る必要があります。
- 避難中の要配慮者を町外を含む他の避難所、福祉施設、医療施設に移送する際、安全かつ迅速に対応するため関係機関との連携強化、円滑な受け入れを行うための体制づくりが必要となります。

（避難所の防疫対策）

- 災害時における感染症の発生及び避難所内における感染症のまん延などを防止するため、平時から感染症対策として定期的な予防接種を実施するとともに、関係機関と連携して感染症予防に関する知識の普及と未接種者への勧奨が必要であります。また、避難所内における感染症対策としてマスクや消毒液などの備蓄が必要となります。

【指標（現状値）】

- 感染症対策（マスク・消毒液等）の備蓄品の整備 …………… 整備済（R7）

2-3 被災地での食料・飲料等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道開発局、北海道、市町村、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結していますが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要があります。
- 災害備蓄品のリスト化を推進し、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、北海道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要があります。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要があります。
- 自治会（自主防災組織）においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要があります。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、令和3年度に整備した「災害備蓄倉庫」の備蓄体制の強化に向けた取組みを促進していく必要があります。

【指標（現状値）】

- 協定に基づく応援内容の整理 整理済（R2）
- 支援物資リスト化の整備 整備済（R4）
- 町災害備蓄計画の更新 更新済（R5）
- 災害備蓄品の改廃 実施済（R7）

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地区自治会などと連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組みが最大限発揮できるよう促す必要があります。
- 災害時の避難場所として活用される公共施設において、非常食や災害用資機材の整備が必要となります。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要であります。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要があります。

（避難住民の「こころのケア」体制の充実）

- 災害関連死等の防止や精神保健医療の需要に対応するため、必要があるときは北海道へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するなど、避難者のこころをケアする体制の充実を推進する必要があります。

【指標（現状値）】

- アレルギー対応の食料品整備 整備済（R7）
- 段ボールベッド等の備蓄品の整備 整備済（R7）
- 発電機の整備 整備済（R7）
- ジェットヒーターの整備 整備済（R7）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要があります。
- 消防団は地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要があります。
- 災害時の拠点となる庁舎等について、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る必要があります。

(行政の業務継続体制の整備)

- 業務継続計画については、今後、大規模停電や感染症も想定した防災訓練等を通じ、業務継続計画の策定を行い、必要に応じて修正を行うなど、町の組織全体の業務継続体制を強化する必要があります。
- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な、基幹的役割を担っている情報システム機能の維持・管理のため、重要システムに係るサーバーのデータに関してはバックアップを取る体制を構築済みではありますが、職員の端末データに関しては、サーバーをデータセンターへの移設等を検討するなど「ICT部門の業務継続計画」に向けての研究、検証が必要となります。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道や他市町村との間で「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結していますが、効果的な運用方法の検討を行うとともに、円滑な相互応援を実施するための応援・受援体制を構築する必要があります。
- 他市町村から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等を明確化し、非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、被災市町村からの応援に備えて、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要があります。

【指標（現状値）】

- 地域防災計画 策定済（H28）
- 業務継続計画 策定済（R3）
- 情報通信設備（サーバーのバックアップ）の整備 整備済（R2）
- 一斉通報サービス導入 導入済（R3）
- 受援体制・受援計画の整備 一部整備（R2）
- 相互応援協定 締結済（R2）

(4) 経済活動の機能維持

4-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業の事業継続体制の強化)

- 中小企業者等の経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携しながら事業継続計画策定についての支援を検討する必要があります。

(被災企業等への金融支援)

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を活用するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組みへの支援策について検討する必要があります。

【指標（現状値）】

4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

○北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により生産基盤が打撃を受けた場合は、全国の食糧需給に影響を及ぼすことが危惧される。本町における農水産業においても、食料供給を安定的に行うという重要な役割を担っていることから、平時はもとより大規模災害に備え、農地や農業水利施設、漁業施設等の生産基盤の防災・減災対策の整備を推進する必要があります。

○北海道の農水産業の経営は、高齢化・担い手不足などの大きな課題を抱えている。本町においても例外ではなく、経営安定対策や担い手の育成・確保など、農水産業の持続的な展開につながる取組みを効果的に推進する必要があります。

【指標（現状値）】

- 新規就農者数 2 人 (R6)
- 農業生産額 72 億円 (R6)
- 新規漁業経営体数 1 経営体 (R6)
- 漁獲高 50 億円 (R6)

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【評価結果】

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要があります。

（森林の整備・保全）

- 災害等に起因する大規模な森林の荒廃は、町のみならず国全体にも影響を与える大きな問題となります。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要があります。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなどの野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要があります。

【指標（現状値）】

- 町有林・私有林の除間伐面積…………… 150.67ha (R6)

(5) 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 現在、警報等の種類に応じて、3段階に分けている非常配備体制により、防災情報の共有化等が進められており、北海道、警察、気象台との緊密な連携の維持も含め、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互連絡体制の構築を維持する必要があります。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報については、町ホームページ・町X・町LINE及び北海道防災情報システムをLアラートと連動させた運用により、町民等へ伝達しているが、今後より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの習熟を図る必要があります。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 防災気象情報が令和8年度に改正される予定であることから、避難勧告等の発令基準の改定を検討する必要があります。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、自治会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要があります。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線や防災等に資する公衆無線LANの整備を促進するとともに、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要があります。また、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要があります。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、ホームページのほか、SNS（X・LINE）を活用するなど、災害情報の提供に有効な情報発信の強化を進める必要があります。

(観光客への要配慮者対策)

- 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導體制を整備する必要があります。

(帰宅困難者対策の推進)

- 災害時の公共交通機関の運行停止による多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、

一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組みを進める必要があります。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 北海道胆振東部地震やブラックアウトなどの大規模災害及び停電が発生していることから、これらの教訓を踏まえた、情報伝達の推進等に取り組む必要があります。
- 防災に関する教育の推進については、気象台、北海道など関係機関との協働により、1日防災学校などを実施し、児童に対する防災意識の向上に向けた取組みを進めているが、より一層の効果的な取組みを検討する必要があります。
- 町及び消防等の防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る必要があります。

【指標（現状値）】

| | |
|------------------------|----------|
| ■ 緊急エリアメールの整備 | 整備済 (R2) |
| ■ 北海道防災無線の整備 | 整備済 (R2) |
| ■ 衛星電話の整備 | 整備済 (R2) |
| ■ 衛星無線の整備 | 整備済 (R2) |
| ■ SNS (X・LINE) の整備 | 整備済 (R6) |
| ■ 交通機関の運行情報の伝達方法の確立 | 整備済 (R2) |
| ■ 一時避難場所等の運営情報の伝達方法の確立 | 整備済 (R2) |
| ■ 避難所における備蓄品の整備 | 整備済 (R7) |
| ■ 災害通信訓練 | 整備済 (R7) |
| ■ 町地域防災計画の見直しの検討 | 整備済 (R4) |
| ■ 一日防災学校の実施 | 整備済 (R7) |

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

○本町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを考慮すると、本町における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要があります。

（電力設備の耐災害性の向上）

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上に努める必要があります。
- 非常電源設備を始め施設のライフライン確保に向け、町における取組を推進するとともに民間施設に対する必要な支援を推進する必要があります。

（多様なエネルギー資源の活用）

○エネルギー構成の多様化を推進するため、天然ガス自動車の普及などの天然ガスの利用拡大に向けた取組みを促進する必要があります。

（石油燃料供給の確保）

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料の供給を安定的に確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要があります。
- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう情報共有や連携強化のほか、整備している自家発電設備の稼働訓練を実施することが必要であり、平時の際にも動作確認を行い、電源等の安定確保に努める必要があります。

【指標（現状値）】

- 非常電源設備の整備 整備済（R1）
- 防災訓練の実施 実施済（R7）

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、老朽化した浄水場や配水管などの水道施設の耐震化や施設更新を計画的に進める必要があります。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要となります。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、応急給水・応急復旧に係る体制の構築を進め、危機管理体制の強化を図るとともに、水道施設の機能や特性を理解し、迅速な災害対応を担う人材育成を行う必要があります。

（下水道施設等の防災対策）

- 災害時に下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（下水道 BCP）の整備により災害時の危機管理体制を強化する必要があります。
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止し、安全で快適な生活を守るため、点検・調査から得られる老朽化した施設の異常箇所について、施設の重要度を加味し、優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める必要があります。
- 下水道計画区域外においては、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業）により合併浄化槽の設置を実施しています。災害時に生活排水等が公共用水域に流出することを防止するためにも合併浄化槽の設置を進める必要があります。

【指標（現状値）】

- 送水管更新（耐震管） 1,200m (R7)
- 簡易水道アセットマネジメント計画の策定状況 策定済 (R5)
- 応急給水、緊急連絡体制マニュアル修正・見直し 実施済 (R7)
- 下水道 BCP の策定状況 策定済 (R6)
- 下水道ストックマネジメント計画の策定状況 策定済 (R5)

5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

（道路施設の防災対策等）

- 橋梁の老朽化対策については、「雄武町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行うとともに、施設の適切な維持管理が必要であります。
- 道路照明施設等道路付属物については、点検結果をもとに修繕が必要な箇所を抽出し、計画的な修繕を行う必要があります。
- 過去の大雨により被災した道路法面については、被害拡大防止のため、復旧を行う必要があります。

（北海道内交通ネットワークの整備）

- 災害時における被災地からの避難や被災地への物資の供給、救援救急活動を迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要があります。
- 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、遠紋・西紋地域で生産された農水産物の流通において、その中核を担う「産業の道路」であるとともに、高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域生活にとって安全安心な暮らしを確保するために必要不可欠な「命の道路」であることから、国・北海道と強く連携しながら、迅速かつ着実に整備を進めていく必要があります。
- 大災害時に被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを速やかに行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要があります。

（空港の機能強化）

- 災害時において、人員・物資等の輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うためには、平時から新千歳空港の国際拠点空港化、地方空港の機能向上に向けた施設整備等、道内の空港の機能強化等を推進する必要があります。

（航空ネットワークの維持・拡充）

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割を担うため、北海道内航空路線の維持・拡充に向けて、オホーツク紋別空港の利用促進に向けた取組を推進する必要があります。

(地域公共交通の維持・確保)

○路線バスやコミュニティバスは、自家用車などの移動手段を持たない町民等にとって欠かせないものであることから、災害時においても機能する地域公共交通のあり方について検討する必要があります。

【指標（現状値）】

- 橋梁修繕数 5箇所 (R7)
- 高規格幹線道路「旭川・紋別自動車道」の整備促進に係る要望活動の実施 ... 実施済 (R1)
- 法面復旧箇所数 2箇所 (R7)
- 紋別・羽田直行便年間搭乗者数 73,053人 (R6)
- 紋別・羽田直行便年間搭乗率 61.15% (R6)
- 民間バスの路線数 2路線 (R6)

(6) 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、国や北海道の計画との整合を図りながら、本町における災害廃棄物処理計画の策定を検討するとともに、大規模自然災害発生時の円滑な廃棄物処理体制の構築を検討する必要があります。

【指標（現状値）】

- 災害廃棄物処理計画策定の検討 未実施 (R7)

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 建設業協会と町において、災害時における協力体制に関する協定を締結しており、大規模災害の発生により、町職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を推進する必要があります。
- 石油供給関連事業者と市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する必要があります。

（行政職員の活用促進）

- 北海道や他市町村への応援要請又は他市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から北海道や他市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要があります。
- 必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える必要があります。
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する必要があります。

【指標（現状値）】

- 建設業協会との協定締結 締結済（H22）
- 相互応援協定（北海道、市、町村） 締結済（H20）

第4章 雄武町強靱化のための施策プログラムの策定 及び推進事業の設定

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、雄武町における強靱化施策の取組方針を示す「雄武町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組合せ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、雄武町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理します。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

【雄武町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、北海道、町、民間の4区分）を末尾に[]書きで記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていません。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図ります。
[町、民間]
- 空き家所有者の地震発生時における危険性への理解を深めるとともに、解体補助制度及び空き家バンク制度の周知・啓発を図り、除却や利活用等の具体的な行動を促進します。[町、民間]
- 町民等が利用する公共施設について避難場所となっている施設以外についても、「雄武町公共施設等総合管理計画」のほか、各個別計画に基づき耐震化の一層の促進を図ります。
[町]

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、「雄武町公共施設等総合管理計画」のほか、各個別計画に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施します。[町]
- 公営住宅等については、「雄武町住生活基本計画」及び「雄武町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施します。[町]
- 学校施設・社会教育施設については、「雄武町教育施設長寿命化計画」に沿った計画的な建替え、改修等を実施します。[町]
- 公園施設については、「雄武町都市公園長寿命化計画」に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施します。[町]
- 空家等解体補助制度により、解体を促すことで危険空家の増加抑制及び既に危険な空家の解体を促進します。[国、道、町]
- 民間建築物の内、新築・改修・中古住宅購入など補助を推進することで、建物や外壁を更新することによる各性能の向上を促進し、同時に既存住宅の利用継続による空家発生の抑制を図ります。[国、道、町]

(緊急輸送道路等の整備)

- 町内の緊急輸送道路等について、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国・北海道と連携を図り整備を推進します。[町]

（地盤の調査及び液状化予防）

○現地の地盤を調査し、地震に起因する地盤の液状化を的確に予測することにより、効果的な対策を推進します。[町]

（防火対策・火災予防）

○消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組みを促進します。[町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|---------------------|-----------|------------|
| 雄武町公共施設等総合管理計画の策定状況 | 策定済（R5） | 計画見直し（R9） |
| 公共工事等実施時の地盤調査 | 実施済（R7） | 都度実施 |
| 住宅用火災警報器設置率 | 78.5%（R6） | 85.0%（R12） |

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備等）

○大雨等による土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の被害低減及び避難の実効性を高めるため、土砂災害(特別)警戒区域の指定状況等について住民周知を図ります。[国、道、町]

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

○土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の恐れのある箇所について、国や北海道へ情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備を実施するための連携を図ります。[北海道、町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|---------------|----------|------|
| 「土砂災害危険地区」の把握 | 実施済（H28） | 毎年実施 |
| 「土砂災害危険箇所」の把握 | 実施済（H28） | 毎年実施 |

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 国や北海道による新たな津波浸水想定の設定について注視しつつ、防災のしおり（津波ハザードマップ含む）の改訂を推進するとともに、改訂後においては、遅滞なく町民に対する周知を行います。[国、北海道、町]
- 自治会における防災活動との連携を強め、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り、避難訓練の実施など、共助による地域防災体制整備を推進します。[町]
- 自治会ごとに災害時避難行動要支援者名簿を整備し、要支援者の個別避難計画を整備します。[町]

(海岸保全施設等の整備)

- 海岸における越波・浸水による浸食被害や津波被害を最小限にするため、海岸保全施設が計画的に整備されるよう北海道と連携していきます。[北海道、町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|------------------|---------|--------|
| 防災のしおり（防犯マップ）の更新 | 実施済（R4） | 更新（R9） |
| 自主防災組織の推進 | 実施済（R7） | 毎年実施 |

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮や防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 防災のしおり（防災マップ）の多言語版（英語、中国語、ベトナム語）を作成・配布するとともに、令和8年に変更される予定の気象情報等についての見直しを行います。[町]
- 全町的な避難訓練を実施し、災害時における町民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図ります。[国、北海道、町、民間]

(河川改修等の治水対策)

- 長寿命化計画を策定し、雄武ダムの計画的な整備を図っていきます。[国、町]
- 北海道と町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきましたが、近年頻発している集中豪雨に備えるため、未整備の河川を含め、今後一層の効果的、効率的な整備や維持管理を進めます。[北海道、町]

(河川監視システムの導入)

○現地に監視カメラを設置し、現況や水位を事務所からリアルタイムで確認することにより、従来の河川パトロールよりも迅速で的確な判断を下し、住民の安全を確保します。

| 指標 | 現状 | 目標 |
|--------------------|----------|---------|
| 防災のしおり（防災マップ）の更新 | 実施済（R4） | 更新（R9） |
| 防災のしおり（防災マップ）の多言語化 | 策定（R5） | 更新（R9） |
| 防災のしおり（防災マップ）の再検証 | 再検証済（R4） | 再検証（R9） |
| 全町的な避難訓練の実施 | 実施済（R1） | 数年ごとに実施 |
| 河川監視システム | 0基（R7） | 1基（R8） |

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 道路利用者の安全を確保するため、除雪作業従事者との連絡を密にし、道路状況を的確に把握するとともに、各道路管理者（国、北海道、町）が連携し、通行規制等の情報を迅速に共有し、道路利用者への情報伝達を円滑に実施するための体制の整備を進めます。[国、北海道、町]
- 暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、町民に対し、通行規制等の情報をホームページ等で効果的に提供できるように取り組みます。[国、北海道、町]

(除雪体制の確保)

- 除雪作業従事者については、現時点では確保できているものの、将来的に担い手不足が見込まれることから、担い手の確保に向けた取組みを進めるのと同時に、除雪機械の計画的な更新を進めます。[町]
- 町内における堆雪場所を把握し、除雪路線との関係性を調査したうえで、必要な堆雪スペースの確保に努めるとともに、排雪作業を計画的に進めます。[町]
- 除雪管理システムを導入し、各車両の作業状況や車両位置をシステム上で把握することにより、暴風雪時における連携の強化が図られ、より効率的な作業を進めます。[町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|-----------|-------------|--------------|
| 町道除雪路線延長 | 165.5km（R7） | 165.5km（R12） |
| 除排雪車両保有台数 | 7台（R7） | 7台（R12） |
| 道路管理システム | 0基（R7） | 1基（R8） |

2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災関係機関などで組織する雄武町防災会議、総合防災訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊、気象台のほか通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、情報共有体制の整備を検討します。[国、北海道、町、民間]
- 災害発生時における初動体制が円滑に整えられるよう、関係機関と緊密に連携しながら防災訓練を継続していきます。[国、北海道、町、民間]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、北海道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取組みの推進に努めます。[北海道、町]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防署及び消防団の救助資機材の増強、老朽化した消防車両の更新など、計画的に整備を進める。また、消防団員の定数確保のため入団促進の強化を進めます。[町]
- 消防機関と町や医療機関が連携し、救急搬送体制の整備に努める必要がある他、救急活動に不可欠である AED 等の救命装置について、民間施設への設置及び普及を推進する必要があります。[町、民間]

(消防団活動の促進)

- 地域防災を強化するにあたり、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化の促進と団員確保に係る取組みを推進します。[町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|------------|-----------|------------|
| 雄武町防災会議の開催 | 未開催 (R7) | 都度開催 |
| 防災訓練の実施 | 実施済 (R7) | 毎年度実施 |
| 自衛隊との事業展開 | 未実施 (R7) | 都度実施 |
| 消防団員数 | 101人 (R7) | 110人 (R12) |

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

（被災時の保健医療支援体制の強化）

- 災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては北海道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請します。
[国、北海道、町、民間]

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における高齢者、障がい者等の要支援者が長期的な避難を行う場合、設備・資源が不十分であるため、要支援者向けの防災資機材等の充実を図る。[町]
- 避難中の要配慮者を町外を含む他の避難所、福祉施設、医療施設に移送する際、安全かつ迅速に対応するため関係機関との連携強化、円滑な受け入れを行うための体制づくりを促進する。[町、民間]
- 自治会、自主防災組織等に対し要支援者名簿の情報提供を行うなど、要支援者情報の適切な管理・運用をしていく。[町、民間]

（避難所の防疫対策）

- 災害発生時における感染症の発生・まん延などを防止するため、平時からの感染症対策として定期的な予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者への勧奨を行います。また避難所内における感染症対策としてマスクや消毒液などの備蓄を計画的に行います。

| 指標 | 現状 | 目標 |
|------------------------|---------|-------|
| 感染症対策（マスク・消毒液等）の備蓄品の整備 | 整備済（R7） | 毎年度実施 |

2-3 被災地での食料・飲料等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施します。[北海道、町、民間]
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災市町村への提供に当たって、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築します。[国、北海道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた「災害備蓄倉庫」内の備蓄体制の強化に向けた取組みを推進します。[町]
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、北海道及び町による啓発活動を連携強化し、自発的な取組みを推進します。[北海道、町]
- 自治会（自主防災組織）において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を推進します。[町、民間]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|---------------|----------|----------|
| 協定に基づく応援内容の整理 | 整理済 (R2) | 毎年度整理 |
| 支援物資リスト化の整備 | 整備済 (R4) | 毎年度整備 |
| 町災害備蓄計画の更新 | 更新済 (R5) | 3年ごとに見直し |
| 災害備蓄品の改廃 | 実施済 (R7) | 毎年度改廃 |

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

(避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを策定し、自主防災組織等の町民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施します。[町]

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 炊き出し等における食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を推進します。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討します。[町、民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 市町村が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進するとともに、令和8年度に給電機能付車両を購入します。[国、町、民間]

(避難住民の「こころのケア」体制の充実)

- 災害時において被災者や支援者へ精神保健活動の支援等を行う必要があるときは、北海道に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請します。[国、北海道、町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|-----------------|---------|----------|
| アレルギー対応の食料品整備 | 整備済（R7） | 毎年度見直し |
| 段ボールベッド等の備蓄品の整備 | 整備済（R7） | 毎年度見直し |
| 給電機能付車両購入 | 未導入（R7） | 車両購入（R8） |

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行います。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画を策定し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進します。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、町民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を推進します。[町]
- 災害時の拠点となる庁舎等の高い安全性の確保と災害本部としての機能を維持します。[町]
- 災害対策本部と連携する防災ステーションの機能強化に向け、施設の機能維持に必要な敷材の整備を推進します。

(行政の業務継続体制の整備)

- 策定済みの町の業務継続計画については、防災訓練等を通じ実行性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。[町]
- 業務全体を対象にした業務継続計画の整備を推進し、災害時における市町村業務の継続体制を構築します。[町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練などを定めた「ICT 部門の業務継続計画」の策定の検討や情報システムの機能維持のための取組みを推進します。[町]

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、応援に関する協定等の効果的な運用方法の検討とともに、北海道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図ります。[町]
- 他市町村から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行います。[町]
- 地域防災計画の見直し時に、受援計画について新たに盛り込み、国・道及び北海道外自治体との相互応援体制を強化します。[国、道、町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|------------------------|----------|----------|
| 地域防災計画 | 策定済（H28） | 見直し（随時） |
| 情報通信設備（サーバーのバックアップ）の整備 | 整備済（R2） | 維持 |
| 一斉通報サービス導入 | 導入済（R3） | 維持 |
| 受援体制・受援計画の整備 | 一部整備（R2） | 計画整備（R9） |
| 相互応援協定 | 締結済（R2） | 継続 |

4 経済活動の機能維持

4-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（企業の事業継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、各業種関係団体等に対し事業継続計画策定について普及・啓発を促進します。[国、北海道、町、民間]

（被災企業等への金融支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための、国等が実施している被災企業への金融支援について普及、啓発を推進するとともに、町が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努めます。[国、北海道、町]

4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

（食料生産基盤の整備）

- 大規模災害により農地や生産施設等が被災した場合、農畜産物や水産物の生産に大きな影響を及ぼすと想定されることから、生産体制の大幅な停滞を防ぐとともに、早期復旧を促進するため、農業用施設、水利施設、漁港施設はもとより、農地も含めた生産基盤の整備を着実に推進します。[国、北海道、町]
- 災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献していくため、経営安定対策や担い手の確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組みを効果的に推進します。[国、北海道、町]

（北海道産食料品の販路拡大）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食の高付加価値化に向けた取組み等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進します。[国、北海道、町、民間]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|----------|----------|-----------|
| 新規就農者数 | 2人（R6） | 2人（R11） |
| 農業生産額 | 72億円（R6） | 75億円（R11） |
| 新規漁業経営体数 | 1経営体（R6） | 1経営体（R11） |
| 漁獲高 | 50億円（R6） | 75億円（R6） |

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進します。[国、北海道、町]

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進します。[国、北海道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進めます。[国、北海道、町、民間]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|---------------|---------------|------------|
| 町有林・私有林の除間伐面積 | 150.67ha (R6) | 240ha (R9) |

5 経済活動の機能維持

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

(関係機関の情報共有化)

- 災害発生時、町民を迅速かつ的確に避難・救護するため、北海道や他市町村、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について平時から準備を進めます。[北海道、町、民間]
- 被災状況や避難に関する情報について、Lアラートなどによる報道関係機関への情報提供をはじめ、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール等、あらゆる広報媒体の組み合わせの検討を行い、迅速かつ適切な広報活動を実施するため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図ります。[北海道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、防災気象情報の改定を踏まえた各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を検討します。[国、北海道、町]
- 防災等に資する公衆無線 LAN 機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進します。[北海道、町]
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備します。[町]
- 誤った情報や根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進します。[町]
- スマートフォンで防災行政無線から発信された情報を視聴できる防災アプリ RAD（リージョナルアラートダイレクト）の導入を進めます。

(観光客への要配慮者対策)

- 観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る体制の整備を行います。[国、北海道、町、民間]

(帰宅困難者対策の推進)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組みを促進します。[国、北海道、町、民間]

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 防災関係機関、町、教育機関、自治会、事業所、町民等による地域全体での総合的な防災施策を展開し、自助・共助・公助それぞれの視点から、災害時において適切に対応出来る地域づくりを促進します。[町、民間]
- 町及び消防等、防災業務に従事する職員の災害時における的確な判断力を養い、各関係機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図ります。[町、民間]
- 教育機関は、防災に関する安全計画の立案とそれを実現させるため、児童に対し、災害や事故等の緊急時に起こるさまざまな危険とその際の安全な行動について、状況に応じて適切な対応ができるように防災教育を全体行事や学級活動などの教育活動を通して計画的、組織的に実施します。[国、北海道、町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|----------------------|----------|---------|
| 防災アプリ RAD の導入 | 未導入 (R7) | 導入 (R8) |
| 交通機関の運行情報の伝達方法の確立 | 実施済 (R2) | 都度実施 |
| 一時避難場所等の運営情報の伝達方法の確立 | 実施済 (R2) | 都度実施 |
| 避難所における備蓄品の整備 | 整備済 (R7) | 毎年実施 |
| 災害通信訓練 | 実施済 (R7) | 毎年度実施 |
| 町地域防災計画の見直しの検討 | 実施済 (R4) | 再度見直し |
| 一日防災学校の実施 | 実施済 (R7) | 毎年度実施 |

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○本町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消や自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進します。[国、北海道、町、民間]

(電力設備の耐災害性の向上)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上を促進します。
- 大規模地震の際に破断しにくい電線・水道管への改良など、施設のライフラインを確保するために必要な対策について、町における取組を推進するとともに、民間施設に対する必要な支援を検討します。

(多様なエネルギー資源の活用)

○天然ガスの利用拡大、水素エネルギーの開発・利活用、廃棄物の電力・熱利用など、エネルギー構成の多様化に向けた取組みを促進します。[国、北海道、町、民間]

(石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進します。[町、民間]
- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、整備している自家発電設備の操作等について、町民も含めた訓練として実施します。[町、民間]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|---------|----------|-------|
| 防災訓練の実施 | 実施済 (R7) | 毎年度実施 |

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場、配水池、配水管など水道主要施設の耐震化や浸水対策に加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進します。[町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、応急給水、応急復旧体制の整備を推進します。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行います。[町]

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（下水道 BCP）を随時更新し災害時の危機管理体制を強化します。[町]
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止するために点検・調査を行い、施設の重要度や優先度の高いものから計画的に老朽化対策を実施します。[町]
- 公共下水道事業計画区域外において生活排水等が公共用水域に流出することを防止するために、汲み取り・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。[町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|------------------------|------------|-------------|
| 送水管更新（耐震管） | 1,200m（R7） | 1,900m（R9） |
| 配水池更新（高区配水池・低区配水池） | 未更新 | 1か所（R10） |
| 非常用給水タンクの購入（1,000ℓ） | 未設置 | 4台（R8） |
| 簡易水道アセットマネジメント計画の策定状況 | 策定済（R5） | 必要に応じて変更 |
| 応急給水、緊急連絡体制マニュアル修正・見直し | 実施済（R7） | 毎年実施 |
| 下水道 BCP の策定状況 | 策定済（R6） | 必要に応じて変更 |
| 下水道ストックマネジメント計画の策定状況 | 策定済（R5） | 次期計画策定（R10） |

5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(道路施設の防災対策等)

- 橋梁の老朽化対策については、「雄武町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施します。[町]
- 道路照明施設等道路付属物については、点検結果をもとに修繕が必要な箇所を抽出し、計画的な修繕を行う必要があります。[町]
- 過去の大雨により被災した道路法面については、被害拡大防止のため、復旧を行う必要があります。

(北海道内交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進めます。[町]
- 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、西紋地域における農水産物の流通機能はもとより、高次医療施設への搬送や災害時における救援物資の輸送としての機能など、地域町民が安全・安心に暮らすために必要不可欠な道路であることから、今後も国・北海道と強く連携しながら、迅速かつ着実な整備促進を図ります。[国、北海道、町]

(空港の機能強化)

- 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、オホーツク紋別空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路等基本施設の改良整備やC I Q体制の充実等、ハード・ソフト両面から空港の機能強化に向けた取組を推進します。[国、道、町、民間]

(航空ネットワークの維持・拡充)

- 広域分散型の北海道において、北海道内都市間を結ぶ航空路線の確保は地域活性化及び安全安心のための重要な役割の一つであるため、北海道内航空路線の再開に向けて、オホーツク紋別空港の更なる利用促進に向けた取組を実施します。[道、町、民間]

(地域公共交通の維持・確保)

- 路線バスやコミュニティバスは、移動手段を持たない町民等の通院、買い物、通学など生活の足として欠かせないことから、路線の維持・確保を図るとともに、安全かつ安定的な運行のあり方を検討します。

| 指標 | 現状 | 目標 |
|-----------------------------------|--------------|---------------|
| 橋梁修繕数 | 5箇所 (R7) | 0箇所 (R12) |
| 高規格幹線道路「旭川・紋別自動車道」の整備促進に係る要望活動の実施 | 実施済 (R7) | 毎年度実施 |
| 法面復旧箇所数 | 2箇所 (R7) | 0箇所 (R9) |
| 紋別・羽田直行便年間搭乗者数 | 73,053人 (R6) | 78,000人 (R12) |
| 紋別・羽田直行便年間搭乗率 | 61.2% (R6) | 65.0% (R12) |
| コミュニティバスの年間利用者数 | 未実施 (R6) | 1,880人 (R12) |
| 民間バスの路線数 | 2路線 (R6) | 2路線 (R12) |

6 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 大規模自然災害発生時において、迅速な災害廃棄物処理が図られるよう災害廃棄物処理計画の策定を検討します。[国、北海道、町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|----------------|----------|----------|
| 災害廃棄物処理計画策定の検討 | 未実施 (R7) | 検討 (R12) |

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業協会の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業協会との連携体制を推進します。[町、民間]
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業協会の振興に向けて、災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組みを推進します。[町、民間]

(行政職員の活用促進)

- 北海道や他市町村への応援要請又は他市町村に対する応援を迅速かつ円滑に行うため、災害対策上必要な資料の交換、連絡先の共有を徹底し、必要な応援準備及び受援体制を整備します。[北海道、町]
- 被災時に周辺市町村が後方支援を担えるよう、相互協定を結び、協定の中で後方支援基地として位置付けます。[町]
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮します。[町]

| 指標 | 現状 | 目標 |
|-------------------|-----------|----|
| 建設業協会との協定締結 | 締結済 (H22) | 継続 |
| 相互応援協定 (北海道、市、町村) | 締結済 (H20) | 継続 |

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年（令和8年度～令和12年度）とする。

また、本計画は、雄武町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策ごとの推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、雄武町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】

雄武町強靱化計画

雄武町強靱化のための推進事業一覧

【別表】雄武町強靱化のための推進事業一覧

| 所管課 | 事業名 | 箇所名 地区名 | リスク シナリオ | 活用を想定する 交付金・補助金 | 関係府省庁 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------|-------------|---|-------|
| 住民生活課 | 雄武斎場設備更新事業 | 雄武斎場 | 1-1 | | |
| | 最終処分場浸出水処理施設 維持管理事業 | 雄武町廃棄物 最終処分場 | 1-1 | 循環型社会形 成推進交付金 | 環境省 |
| | 廃棄物処理施設設備等整備 事業 | 雄武町廃棄物 焼却処理場 雄武町廃棄物 最終処分場 | 1-1 | 循環型社会形 成推進交付金 | 環境省 |
| | 脱炭素化推進事業 (住まいのゼロカーボン化推進 事業補助金) | 雄武町全域 | 1-1 | 住まいのゼロカ ーボン化推進事 業補助金 | 北海道 |
| | 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽設置整備事業) | 雄武町公共 下水道区域外 | 5-3 | 循環型社会形 成推進交付金 | 環境省 |
| | 最終処分場浸出水処理施設 維持管理事業 | 雄武町廃棄物 最終処分場 | 6-1 | 循環型社会形 成推進交付金 | 環境省 |
| | 廃棄物処理施設設備等整備 事業 | 雄武町廃棄物 焼却処理場 雄武町廃棄物 最終処分場 | 6-1 | 循環型社会形 成推進交付金 | 環境省 |
| 産業振興課 | 海岸保全施設整備事業 | 雄武町全域 | 1-3 | | 国土交通省 |
| | 中山間地域等直接支払制度 | 雄武町全域 | 4-2 | 中山間地域等 直接支払交付 金 | 農林水産省 |
| | 環境保全型農業直接支払制度 | 雄武町全域 | 4-2 | 環境保全型農 業直接支払交 付金 | 農林水産省 |
| | 畜産担い手育成総合整備事 業(再編整備型事業) | 雄武町全域 | 4-2 | 草地畜産基盤整備 事業(畜産担い手育 成総合整備型)再編 整備事業補助金 | 農林水産省 |
| | 水産流通基盤整備事業 | 雄武漁港 沢木漁港 | 4-2 | 水産基盤整備 事業費補助金 | 農林水産省 |

【別表】雄武町強靱化のための推進事業一覧

| 所管課 | 事業名 | 箇所名 地区名 | リスク シナリオ | 活用を想定する 交付金・補助金 | 関係府省庁 |
|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------------------|-------|
| 産業振興課 | 水産物供給基盤機能保全事業 | 雄武漁港 沢木漁港 | 4-2 | 水産基盤整備 事業費補助金 | 農林水産省 |
| | 水産廃棄物処理緊急改善対策事業 | 雄武町全域 | 4-2 | 浜の活力再生・成長促進 交付金 | 農林水産省 |
| | 農業農村基盤整備事業（国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区） | 雄武町全域 | 4-2 | | |
| | 多面的機能支払制度 | 雄武町全域 | 4-3 | 多面的機能支払交付金 | 農林水産省 |
| | 基幹水利施設管理事業 | 雄武町全域 | 4-3 | 水利施設等保全高度化事業 | 農林水産省 |
| | 基幹水利施設管理事業 | 雄武町全域 | 4-3 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 農林水産省 |
| | 営農用水施設維持管理事業 | 雄武町全域 | 4-3 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 農林水産省 |
| | 営農用水施設維持管理事業 | 雄武町全域 | 4-3 | 農村整備事業 | 農林水産省 |
| | 営農用水施設維持管理事業 | 雄武町全域 | 4-3 | 農産漁村地域整備交付金 | 農林水産省 |
| | 森林整備事業 | 雄武町の森林 | 4-3 | 森林環境保全直接支援事業 | 農林水産省 |
| 建設水道課 | 都市公園等整備事業 | 宮の森・旭日・ 稲荷・中央公園 | 1-1 | 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） | 国土交通省 |
| | 都市公園等整備事業 | 宮の森・旭日・ 稲荷・中央公園 | 1-1 | 防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業） | 国土交通省 |

【別表】雄武町強靱化のための推進事業一覧

| 所管課 | 事業名 | 箇所名 地区名 | リスク シナリオ | 活用を想定する 交付金・補助金 | 関係府省庁 |
|-------|---------------------|------------|-------------|-----------------------------|-------|
| 建設水道課 | 雄武町快適住まいづくり促進事業 | 雄武町全域 | 1-1 | 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） | 国土交通省 |
| | 雄武町空家等対策事業 | 雄武町全域 | 1-1 | 住宅市街地総合整備事業補助金（空き家対策総合支援事業） | 国土交通省 |
| | 雄武町快適住まいづくり促進事業 | 雄武町全域 | 1-1 | 住まいのゼロカーボン化推進事業 | 北海道 |
| | 道路・河川管理システム導入事業（河川） | 雄武町字雄武 | 1-4 | 緊急防災・減災事業債 | 総務省 |
| | 道路・河川管理システム導入事業（道路） | 雄武町字雄武 | 1-5 | 地域未来交付金 | 内閣府 |
| | 除雪事業 | 雄武町内一円 | 1-5 | 防災・安全交付金 | 国土交通省 |
| | 建設機械整備事業 | 雄武町字雄武 | 1-5 | 防災・安全交付金 | 国土交通省 |
| | 除雪センター整備事業 | 雄武町字雄武 | 3-1 | 緊急防災・減災事業債 | 総務省 |
| | 道路復旧事業 | 雄武町字雄武外 | 5-4 | 緊急自然災害防止対策事業債 | 総務省 |
| | 橋梁修繕事業 | 雄武町字雄武外 | 5-4 | 道路メンテナンス事業費補助金 | 国土交通省 |
| | 簡易水道備品購入事業 | 雄武町簡易水道区域内 | 5-3 | 公営企業債（防災対策事業） | 総務省 |
| | 簡易水道アセットマネジメント事業 | 雄武町簡易水道区域内 | 5-3 | 簡易水道等施設整備費国庫補助（生活基盤近代化事業） | 国土交通省 |

【別表】雄武町強靱化のための推進事業一覧

| 所管課 | 事業名 | 箇所名 地区名 | リスク シナリオ | 活用を想定する 交付金・補助金 | 関係府省庁 |
|-------|-------------|-----------------|-------------|---------------------------------------|-------|
| 建設水道課 | 簡易水道配水管更新事業 | 雄武町簡易 水道区域内 | 5-3 | 簡易水道等施設 整備費国庫補助 (生活基盤近代 化事業) | 国土交通省 |
| | 雄武町公共下水道事業 | 雄武町公共 下水道区域内 | 5-3 | 社会資本整備 総合交付金 (下水道事業) | 国土交通省 |
| | 雄武町公共下水道事業 | 雄武町公共 下水道区域内 | 5-3 | 防災・安全交付金 (下水道事業) | 国土交通省 |

雄武町強靱化計画

(令和8年度～令和12年度)

発行：令和8年3月

企画・編集：総合政策課政策調整係

〒098-1792 紋別郡雄武町字雄武 700 番地

電話：0158-84-2121 Fax：0158-84-2844



いくらすじ子